

## 別表三の二

### 「連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書」

#### 1 この明細書の用途等

この明細書は、別表二の「判定結果18」において「特定同族会社」に該当する連結親法人が、法第81条の13第1項(連結特定同族会社の特別税率)の規定により法人税を課される連結留保金額及び税額を計算する場合に使用します。

なお、当期の連結所得の計算に当たって、次に掲げるような益金不算入額又は損金算入額があるため、当期の連結所得の金額が0となる場合であっても、当期の連結留保金額について法第81条の13の規定による連結特定同族会社の特別税率が適用されることがあることに注意してください。

- ① 非適格合併による移転資産等の譲渡損失額(法81の13②)
- ② 受取配当等の益金不算入額(令第155条の24(連結事業年度において他の連結法人から受ける配当等の額)の配当等の額に係る金額を除きます。)(法81の13②)
- ③ 外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(法81の13②)
- ④ 受贈益の益金不算入額(法81の13②)
- ⑤ 法人税額の還付金等(過誤納及び中間納付額に係る還付金を除きます。)の益金不算入額(法81の13②)
- ⑥ 繰越連結欠損金の損金算入額(法81の13②)
- ⑦ 被合併法人等の最終の事業年度等の欠損金の損金算入額(法81の13②)
- ⑧ 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入額(法81の13②)
- ⑨ 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額(措置法68の62④)
- ⑩ 対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の損金算入額(措置法68の62の2⑥)
- ⑪ 沖縄の認定法人の連結所得の特別控除額(措置法68の63⑦)
- ⑫ 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の連結所得の金額の損金算入額(措置法68の63の2⑦)
- ⑬ 収用換地等の場合の連結所得の特別控除額(措置法68の73⑨)
- ⑭ 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除額(措置法68の74⑥、68の75④、68の76③、68の76の2⑤)
- ⑮ 連結超過利子額の損金算入額(措置法令39の113の3⑫)
- ⑯ 特定外国子会社等又は特定外国法人から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(措置法68の92⑯、⑰、68の93の4⑬、⑭)
- ⑰ 農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の特別控除額(措置法68の101⑥)
- ⑱ 租税条約に基づく合意があった場合の更正の特例により減額される連結所得の金額のうち、相手国の居住者に支払われない金額(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律7②)

## 2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「連結留保所得金額1」	<p>別表四の二「55の②」の金額を記載します。</p> <p>なお、法第81条の3第1項（法第62条の5第4項（適格現物分配に係る益金不算入額）の規定により法第81条の3第1項に規定する個別益金額を計算する場合に限ります。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定の適用がある場合には、別表四の二「10」の金額をこの欄の上段に内書として記載します。</p>	<p>この場合、「8」の記載に当たっては、この内書として記載した金額を「1」の金額から減算して計算します。</p>
「連結法人税額、連結地方人税額及び連結復興特別法人税額6」	<p>次の場合に応じ、それぞれ次に掲げる金額を記載します。</p> <p>(1) 当期が平成26年10月1日前に開始した連結事業年度である場合  別表一の二(一)の「4」+「5」+「7」+「10の外書」-「11」-「43」+復興特別法人税申告書別表一の「4」により計算した金額</p> <p>(2) 当期が平成26年10月1日以後に開始する連結事業年度である場合  別表一の二(一)の「4」+「5」+「7」+「10の外書」-「11」-「18」+「35」-「38」-「39」+復興特別法人税申告書別表一の「4」により計算した金額</p>	<p>左記(1)において、別表一の二(一)の「4」+「5」+「7」+「10の外書」-「11」-「43」により計算した金額がマイナスになる場合には、その金額を0として計算した金額を記載します。</p> <p>左記(2)において、別表一の二(一)の「4」+「5」+「7」+「10の外書」-「11」-「18」により計算した金額がマイナスになる場合には、その金額を0とし、別表一の二(一)の「35」-「38」-「39」により計算した金額がマイナスとなる場合には、その金額を0として計算した金額を記載します。</p>
「適格合併等により増加した連結利益積立金額12」	<p>適格合併、適格分割型分割又は連結完全支配関係を有する他の連結法人の株式の譲渡等により増加した連結利益積立金額又は完全支配関係がある法人の寄附修正事由により増加した連結利益積立金額を記載します。</p>	
「適格分割型分割等により減少した連結利益積立金額13」	<p>適格分割型分割又は連結完全支配関係を有する他の連結法人の株式の譲渡等により減少した連結利益積立金額又は完全支配関係がある法人の寄附修正事由により減少した連結利益積立金額を記載します。</p>	
「積立金基準額15」	<p>この金額がマイナスとなる場合は、0と記載します。</p> <p>なお、「期末連結利益積立金額14」の金額がマイナス(△)である場合には、「同上の25%相当額10」の金額にそのマイナスの金額の正数金額を加算した金額を記載します。</p>	<p>例えば、「10」の金額が25,000,000円、「14」の金額が△5,000,000円である場合には、25,000,000円と5,000,000円との合計額30,000,000円を「15」に記載します。</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「定額基準額2,000万円× $\frac{1}{12}$ 16」	「 $\frac{1}{12}$ 」の分子には、当期の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。	
「課税連結留保金額」の「39」 及び「40」	「 $\frac{1}{12}$ 」の分子には、当期の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。	
「年3,000万円相当額を超え 年1億円相当額以下の金額 （(38)－(39)）又は（1億円× $\frac{1}{12}$ －(39)）のいずれか少ない金 額）40」	「課税連結留保金額38」の金額が年3,000万円相当額を超える場合に、年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額を記載します。 この場合、その金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「課税連結留保金額38」で切り捨てた1,000円未満の端数より多いときは、その端数を切り上げた金額を記載します。	

### 3 根拠条文

法81の13、令155の23～155の25の2